

令和7年度森林経営プランナーの認定申請について

森林経営プランナーの認定を受けるためには、下記のとおり認定申請を行う必要があります。認定要件を満たしていない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

1. 認定要件

認定を受けるためには、①～⑤の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 所属組織の上部団体、所属組織の長等の推薦を受けている者
- ② 協会が指定する研修を修了している者
- ③ 協会が指定するレポートを提出している者
- ④ 所属組織において管理職経験（もしくは、これに準ずる職務経験）がある者
- ⑤ 認定森林施業プランナーとしての業務経験が5年以上ある者、もしくは、集約化施業団地の設計実績が5団地以上ある者

※ 但し、森林施業プランナー協会試験委員会において、上記要件①から⑤と同等レベルと認められた者についても認定要件を満たしている者とみなします。

2. 提出書類

番号	書類	提出形式
①	森林経営プランナー認定申請書	Excel
②	推薦状	PDF
③	研修修了証(写)	PDF
④	業務実績証明書	Excel
⑤	レポート解答用紙	Word

※ ③研修修了証(写)は、全国森林組合連合会が交付したもので、専門研修及び一般研修の研修修了証の写しを提出してください。

※ ④業務実績証明書は、業務経歴版または集約化団地実績版のどちらか一方を提出してください。

3. 認定申請書等の取得方法

提出書類(①・②・④・⑤)は「森林施業プランナー協会サイト」よりダウンロードできます。

森林施業プランナー協会サイト ➡ <https://shinrin-planner.com/>

4. 提出方法

提出書類を下記メールアドレスへ送信してください。

なお、提出の際は、必ず提出形式通りに提出してください。

また、メールの件名を「森林経営プランナーの認定申請について」としてください。

e-mail ➡ jimukyoku5@shinrin-planner.com

5. 申請期限

令和7年5月30日(金)

6. 審査方法

- ① 審査は委員会の書類審査によって行います。
- ② 提出書類が森林経営プランナー認定に相当であるか、委員会において合否判定を行います。

7. 合格した場合における認定登録料について

- ① 既に森林施業プランナーとして認定されている場合、森林経営プランナーの認定登録料は無料です。
- ② 森林施業プランナーとして認定されていない場合や更新せず失効している場合は、認定登録料として22,000円(税込)をお支払いいただきます。後日、合格通知と併せて請求書を送付いたします。

8. 認定登録の有効期間

森林経営プランナーの認定登録の有効期間は3年間です。但し、既に森林施業プランナーとして登録している場合は、その認定登録の有効期間と同様になります。

※ 認定登録を更新するためには更新要件を満たす必要があります。更新要件は、「認定登録の有効期間内に森林経営プランナーとして必要な知識や技術を維持するための継続学習(自己研鑽)に取り組むこと」となります。更新の詳細については、森林施業プランナー協会サイト(HP)をご覧ください。

9. 認定者に交付するもの

認定者には「森林経営プランナー認定証」を交付いたします。

【お問い合わせ先】

森林施業プランナー協会 事務局：宮下・橋本・吉田
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-16
TEL：03-6700-4757
Mail：jimukyoku5@shinrin-planner.com